

平成 19 年 3 月 23 日付け付議第 1 号他 15 件の付議事案の
決定案の議決に係る総務大臣への要望

- 1 PLC 機器の型式指定の制度化（平成 18 年 10 月）から既に約 6 年が経過して、PLC 機器が数十万台普及し、今後も増加する傾向にあるところ、総務大臣において、これまでに PLC 機器からの漏洩電波による継続的かつ重大な混信は確認されていない。
- 2 しかし他方、これまでのところ継続的かつ重大な混信が認められないとしても、本件異議申立人ら及び参考人らの供述やその他の証拠資料からは、PLC 機器から流れ込むコモンモード電流のみの規制では、一定の条件においては電力線上で発生する漏洩電波を確実に一定レベルに規制することができない可能性があることも否定できない。
- 3 我が国においても主要な PLC 機器の製造業者が、電波法上の規制によるのではなく自発的にではあるが、アマチュア無線が使用する周波数帯に対するノッチフィルターの挿入による漏洩電波の低減化対策を行っているのが実状である。しかし、上記の重大な混信が確認されないことがノッチフィルターの効果によるものか、その関連性は不明である。
製造業者の立場からは、ノッチフィルターの挿入により自社製品が妨害を引き起こすリスクを避けようとする一方、使用帯域の一部制限や製造コストの上昇といったデメリットも甘受していることになる。
- 4 さらに、平成 18 年 6 月 29 日付けの情報通信審議会の答申においては、「今後、高速 PLC 設備が実用に供された段階で無線利用との共存状況について把握し、必要に応じて許容値及び測定法を見直すことが重要である」とし、また「高速 PLC 設備の漏洩電波に関して、無線通信規則の改正や CISPR 規格が策定された場合は、必要に応じて許容値及び測定法を見直すことが重要である」とされている。この後段については、現在までのところ国際 CISPR 等の国際標準化機関による規格化・標準化には至っておらず、必ずしも条件を充たしているわけではないが、欧州において議論があることは確かである。

- 5 以上の諸事情を考慮すると、将来の予防的観点及び技術の導入に対する社会的理解の促進の観点から、PLC機器と他の無線設備の共存がより一層確実に担保されるとともに、可能な限り国際的に整合性のある規格となるように、我が国の技術基準及び測定法を見直し、ノッチフィルター内装の有効性、必要性等を含めて、技術的事項や規制の在り方等について早期に検討を開始し、その正当性につき一定の判断を行うのが適当である。
- 6 その際には、PLC機器からの電波漏洩による障害発生の可能性が排除できない以上、PLCの導入による社会的な便益及び障害発生の可能性の程度、並びに万一障害が発生した場合の対策を、できる限り具体的に検討するべきである。また今後、PLC機器の型式指定の範囲を拡大することの是非を検討する場合にも、以上の点につき考慮を尽くすべきである。

以上、要望する。

平成24年11月28日
電波監理審議会